

CANET モバイル-D サービス利用規約

2011 年 10 月 1 日

射水ケーブルネットワーク株式会社

(規約の適用)

第1条 当社は、この CANET モバイル-D サービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき CANET モバイル-D(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 当社が第3条(通知)により、又はその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、当社と本サービスの利用に関する契約を締結している者(以下、「契約者」といいます。)はこれに従うものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知は、当社が当該通知の電子メールを発信、書面を郵送又はホームページ上に表示した翌日より効力を生じるものとします。

(用語の定義)

第4条 本規約で使用する用語の意味は次のとおりとします。

電気通信事業者

電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第9条の登録を受けた者、同第16条の規定による届出をした者

電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

インターネットサービス

インターネットプロトコルによる符号の伝送交換をし、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介、又はその他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

ワイヤレスデータ通信

電気通信事業者の提供による無線データ通信

無線 LAN 通信

電気通信事業者の提供による公衆無線 LAN 通信

端末機器

本サービスを利用するために当社が貸与する通信機器

SIM カード

契約者識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり当社から契約者へ貸与されるもの

3G

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「ドコモ」といいます。)により提供される、W-CDMA 方式によるワイヤレスデータ通信サービス

ホットスポット

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」といいます。)により提供される無線 LAN によるインターネット接続サービス

キャリア

電気通信事業者であるドコモ及び NTT コミュニケーションズの総称

アカウント

当社が契約者の識別をすることを目的として定めるサービスグループネームに対応した英字及び数字の組み合わせの符号で、契約者が本サービスを利用するために割り当てられるもの

IP アドレス

インターネットプロトコルで定められている 32bit もしくは 128bit のアドレス

個人情報

契約者の識別が可能な情報を含む契約者個人に関する全ての情報

個人接続情報

個人情報のうち、契約者の本サービス利用状況、アンケート情報、接続時間、接続先情報、趣向データ等、契約者が本サービスを利用することにより当社のサーバーに蓄積される全ての情報

ユニバーサルサービス料

電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

消費税相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づき課税される消費税の額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

(サービス内容)

第5条 本サービスの詳細及び端末機器は、別に定めるところによります。

2 本サービスでは、音声通話サービスの提供は行いません。

3 本サービスの提供エリアは、キャリアの定める通信区域に準ずるものとし、当社のWEBページに当該通信区域を表示するキャリアのWEBサイトへのリンクを掲示します。

(契約の単位)

第6条 本サービスは、端末機器及び SIM カードごとに1つの本サービス利用に関する契約(以下、「本契約」といいます。)が成立するものとします。

(申込みの方法)

第7条 本契約の申込みにあたっては、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書を提出するものとします。

(契約の成立)

第8条 本契約は、射水市又は高岡市牧野地区に住居がある個人又は法人を対象とし、当社が、本契約の申込みについて承諾することで、契約が成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次号のいずれかに該当する場合にはその契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供をすることが当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が、本サービスの料金の支払いを怠るおそれがある場合及び過去に怠ったことがあるとき。
- (3) 本契約の申込みをした者が、当社の他サービス利用にあたり、当社から利用停止又は解約をされたことがあるとき。
- (4) 本契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
- (5) 本契約の申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得て

いないとき。

- (6) 本契約の申込みをした者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様もしくは第19条(契約者の義務)の規定に違反する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき。
- (7) その他、当社が申込みを承諾することが不相当と判断したとき。

(利用開始日及び課金開始月)

第9条 本サービスは、契約者住所に端末機器及び SIM カードが到着した日を利用開始日とします。又、課金開始月は本サービスの申込み日の翌月とします。

但し、毎月 21 日から月末日までの申込みについては、翌月の第一営業日を申込み日とします。

(ID 及び端末機器等)

第10条 本サービス利用にあたり、当社より本サービスを利用するために必要な認証用 ID 及びパスワード等(以下、「ID 情報」といいます。)を発行し、又、本サービスを利用するために必要な端末機器及び SIM カードを貸し出します。

2 契約者は、ID 情報、その他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理するものとします。又、ID 情報の管理及び使用は契約者の責任とします。ID 情報の使用上の過誤又は他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は責任を負いません。

3 契約者は、本契約解約時に、当社から貸し出された端末機器及び SIM カードを終了月の翌月 10 日までに返却しなければなりません。返却方法は別途当社が指定するものとします。但し、当社は端末機器の所有権を放棄することがあり、その場合、契約者は端末機器の返却義務を免れるものとします。

4 契約者は、端末機器又は SIM カードの故障・破損等により端末機器又は SIM カードを通信に利用することができなくなったときは、当社に対して、端末機器又は SIM カードの修理を請求することができます。尚、費用については、第22条(費用の支払義務)に定めるものとします。

5 端末機器及び SIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

(最低利用期間)

第11条 本サービスには最低利用期間があります。最低利用期間は、端末機器及び SIM カードごとに、第9条(利用開始日及び課金開始月)に定める課金開始月から起算して 1 年間とします。

2 本サービスの最低利用期間内に解約があった場合、契約者は第21条(解約料の支払義務)の規定により、当社が定める期日までに解約料を支払うものとします。

(契約者による解約)

第12条 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。

2 当社は、前項において、解約を希望する月の前月の末日までにその通知を確認できた場合、通知確認月の翌月末日をもって解約を行うものとします。尚、当該月末日が土日祝日または当社の休業日に該当する場合、末日の前営業日までの通知を当月分通知として取扱います。また、解約についても同様に当該月末日が土日祝日または当社の休業日に該当する場合、末日の前営業日に解約を行うものとします。

(当社による解約)

第13条 当社は、第14条(通信停止)第 1 項の規定により通信停止された本契約について、契約者がなお同条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、その本契約を解約することがあります。

2 当社は、契約者が第14条(通信停止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合にその行為が当社の

業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、通信停止をしないで直ちにその本契約を解約することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により本契約を解約しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

4 当社は、契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本契約を解約することがあります。

5 当社は、契約者について、その財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断される場合、本契約を解約することがあります。

(通信の停止)

第14条 当社は、契約者が次号のいずれかに該当する場合は、一定の期間(第1号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、本契約に係る通信を停止することがあります。

(1) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。

(2) 違法に若しくは違法となるおそれのある目的、又は明らかに公序良俗に反する目的において本サービスを利用したとき。

(3) 前各号のほか、本規約の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により通信停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(運用の一時停止、変更)

第15条 当社は、次号に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社及びキャリアの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。

(2) 当社及びキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。

(3) 第18条(非常事態が発生した場合等における利用の制限)の定めにより通信制限をおこなうとき。

2 当社は、前項の規定により運用の一時中止又は変更をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を本サービス契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(サービスの休廃止)

第16条 当社は事前に通知することで、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休廃止できるものとします。

(通信の制限)

第17条 ワイヤレスデータ通信及び無線 LAN 通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

3 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、ワイヤレスデータ通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。

4 当社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超え、又はその通信容量が一定容量を超え、その通信を切断することがあります。

5 当社は、本条2項乃至4項に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

6 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている契約者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

7 当社は、当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、当該通信に割当てる帯域を制御することがあります。

(非常事態が発生した場合等における利用の制限)

第18条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスの全部を提供できなくなったときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。その場合、当社は、一切その責任を負わないものとします。

(契約者の義務)

第19条 契約者は本サービスの利用にあたって、次号に掲げる条件を承諾するものとします。

(1) 契約者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。

(2) 当社は、契約者のアカウントを利用して行われたワイヤレスデータ通信又は無線LAN通信を通じての通信はすべて契約者のものであるとみなします。

(3) 契約者は、本規約のほか、キャリア及びその他の電気通信事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとします。

(4) 契約者が本サービスを利用するために必要となる設備(精密機器端末)については、契約者が自己の費用と責任において維持するものとします。

(5) 契約者は、キャリアの都合により、無線LAN通信の通信区域が変更又は廃止されることを予め承知します。

2 契約者は本サービスの利用にあたって、次号に掲げる行為をしないものとします。

(1) 他人(当社を含みます。以下同様とします)の知的財産権その他の権利を侵害する行為。

(2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。

(4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為。

(5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為。

(6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。

(7) 他人のWEBサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。

(8) 自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為。

(9) 他人になりすまして本サービスを使用する行為(他の契約者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます)

(10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。

(11) 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます)において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為。

(12) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。

(13) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。

(14) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為。

(15) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運

営を妨げる行為。

- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為。
- (17) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為。
- (18) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。

(料金等)

第20条 本サービスの料金等については、別に定めるところによります。

2 契約者は、第8条(契約の成立)による契約が開始したときから、料金等を支払う義務を負うものとします。

3 当社は、本条第1項の料金等に関し、利用開始月及び終了月は日割計算を行いません。

4 契約者は、本条1項の料金等にあわせユニバーサルサービス料を支払わなければなりません。なお、ユニバーサルサービス料について日割計算は行いません。

5 第14条(通信停止)、第15条(運用の一時停止、変更)、第17条(通信の制限)、第18条(非常事態が発生した場合等における利用の制限)があった場合においても、契約者は前項に係る義務を負うものとします。

(解約料の支払義務)

第21条 契約者は、最低利用期間の満了前に第12条(契約者による解約)又は第13条(当社による解約)の規定により本契約の解約があったときは、SIMカード及び端末機器毎に違約金を当社が定める期日までに支払わなければなりません。違約金は別表に定めます

また、契約者はSIMカード及び端末機器を第10条3項の期日通り返却できない場合は、紛失金を支払う必要があります。紛失金は別表に定めます。

(費用の支払義務)

第22条 本サービスを利用するに当たり、SIMカード及び端末機器の紛失、故障による交換又は再発行、及びSIMカードの停止、再開及び故障による交換があった場合、当社が別に定める手数料を支払わなければなりません。

(料金の計算方法)

第23条 当社は、当月初日から当月末日までを1料金月として、料金を計算します。

2 当社は、料金等その他の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(月額料金の支払方法)

第24条 契約者が本サービスの適用を受けた場合、適用期間中の暦月の起算日(当社が定める毎暦月の一定の日をいう。)から次の暦月の起算日の前日までの間にかかる料金等を、当社よりご請求します。その料金は、別途当社が定めるところとなります。

(遅延損害金)

第25条 契約者は、本サービスの料金、料金等を支払期日までに支払わないときは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金等の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(権利の譲渡)

第26条 契約者は、本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡又は担保に供することはできません。

(地位の承継)

第27条 法人の合併等により契約者の権利義務の承継が発生した場合、契約者の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 契約者が死亡した場合、本契約は終了又は承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、当該契約者の相続人等からの第12条(契約者による解約)に従った解約の通知又は次項に定める通知がない限り、当社は料金等を請求できるものとします。

3 前項の場合に、相続人が契約者の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

5 当社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱います。

(届出事項の変更等)

第28条 契約者は、当社への届出事項(氏名、住所、請求書の送付先及び電話番号等)に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、契約者が当社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第29条 当社は、本サービスの適切な運用のため、キャリア及び委託先会社との間で、契約者の氏名、住所、電話番号、生年月日、支払い方法、アカウント、パスワード等(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するもの)の情報の授受を行います。当社は当該情報につき、善良な管理者の注意義務を持って保管します。

2 当社は、本サービスの提供において知り得た個人情報は、当社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

(免責事項)

第30条 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切の責任を負わないものとします。

2 当社は当社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更又は改ざん等があった場合においても前項と同様とします。

2 当社は、本サービスによる通信に関し、その品質を保証することはできません。

3 当社は、本サービスに関する技術的サポートに関し、サポートの有用性、正確性等一切の保証を行いません。

4 当社はインターネット及びコンピューターに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体の高度に複雑な構造を理由として本サービスに一切の瑕疵がないことを保証することはできません。

5 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有効性その他何ら保証もしないものとします。

6 当社は、契約者の行為については、一切の責任を負わないものとし、契約者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場

合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

7 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備及び回線等の障害等、当社の責めに帰し得ない事由により契約者が被った損害においては、当社は一切責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第31条 当社は、当社又はキャリアの責めに帰すべき理由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を24時間ごとに1日とする日数に、月額基本料金の30分の1を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、第15条(運用の一時停止、変更)の規定により利用できない場合については、当社は一切責任を負わないものとします。

2 前項に関わらず、キャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスを契約者に提供できなかった場合において、当社がキャリアから損害賠償を受領することができたときには、キャリアからの受領損害賠償額を限度として、当社は契約者からの損害賠償請求に応じることがあります。この場合、賠償の対象となる契約者が複数おり、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を当社の基準に従って各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

(分離性)

第32条 本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

(準拠法)

第33条 本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

(管轄裁判所)

第34条 本サービスに関する訴訟については、高岡簡易裁判所又は富山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

附 則

この利用規約は、2011年10月1日から実施します。